**算定様式１２**

**年　　 　月 　　　日**

**サービス提供体制強化加算に関する届出書**

**（阿南市介護予防通所介護相当サービス用）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業所名** |  | **事業所番号** |  |
| **届出項目** | **１　 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　イ　　　　　２　　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　ロ** | | |
| **３　　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）** | | |
| **異動区分** | **１　　新　規　　　　　２　　変　更　　　　　３　　終　了** | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **要　件**  **（共通）** | １ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 | | 適　・　否 |
| ２ | 職員の割合の算出方法 | |  |
|  | ① | 前年度実績が６か月以上の事業所の場合は、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いる。 | 適　・　否 |
|  | ② | 前年度の実績が６か月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）の場合は、届出日の属する月の前３か月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  ※ ②の場合、届出を行った月以降も、直近３か月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。 | 適　・　否 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **介護福祉士**  **等の状況**  **（加算Ⅰイ・ロ）** |  |  |  |  |  | |  |  |
|  | ① | 介護職員の総数  （常勤換算） | 人 |  | |  |  |
|  | ② | ①のうち  介護福祉士の総数  （常勤換算） | 人 | 加算（Ⅰ）イ | ①に占める②の割合が５０％以上 |  | 適　・　否 |
|  | 加算（Ⅰ）ロ | ①に占める②の割合が４０％以上 |  | 適　・　否 |
|  | ※ 介護福祉士は、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。 | | | | |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **勤続年数**  **の状況**  **（加算Ⅱ）** |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ① | サービスを直接提供する者の総数  （常勤換算） | 人 |  |  |  |
|  | ② | ①のうち勤続年数３年以上の者の総数  （常勤換算） | 人 | ①に占める②の割合が３０％以上 |  | 適　・　否 |
|  | ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。  ※ 勤続年数の算定に当たっては、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。  ・事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。  ・産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。  ※ 直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。 | | | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **添 付 書 類** | １　介護福祉士の資格証　または 入職日がわかる資料 | | □ |
| ２　職員割合算出シート（介護福祉士等の状況 または 勤続年数の状況） | | □ |
| 介護福祉士  の場合 | ３　（前年度実績が６カ月以上の事業所）  前年度２月の介護職員の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | □ |
| ４　（前年度実績が６カ月未満の事業所）  届出の１カ月前の月の介護職員の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | □ |
| 勤続年数  の状況 | ５ （前年度実績が６カ月以上の事業所）前年度２月の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | □ |
| ６ （前年度実績が６カ月未満の事業所）届出の１カ月前の月の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | □ |

**介護予防・日常生活支援総合事業用**